

～申告時に必要なものチェックリスト～

		必要なもの	備考
共通	<input type="checkbox"/>	収入がわかるもの ・給与、年金の方は源泉徴収票の原本 ・営業・不動産収入の方は収支内訳書 ※<u>ご自身で作成していただく必要があります。</u> ※事業の青色申告は受付できません。 ・その他の収入の方はその金額を確認できる証明書など	※ <u>コピー不可</u>
	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード（個人番号カード） ※ない場合は通知カードと運転免許証などの本人確認書類	
	<input type="checkbox"/>	印鑑	※ <u>シャチハタ不可</u>
各種所得控除	<input type="checkbox"/>	健康保険、任意継続、国民年金、介護保険などの領収書や証明書	社会保険料控除
	<input type="checkbox"/>	生命保険料控除証明書	生命保険料控除
	<input type="checkbox"/>	地震保険料控除証明書	地震保険料控除
	<input type="checkbox"/>	障害者手帳など ※介護認定に基づく障害者認定を受けている場合は、該当年の証明書（証明書の発行は市役所5番窓口介護保険係で行っています）	障害者控除 ※コピー可
	<input type="checkbox"/>	配偶者の収入がわかるもの（源泉徴収票など）	配偶者（特別）控除
医療費控除	<input type="checkbox"/>	【必要書類を自分で作成された方】 ・医療費控除の明細書 ※各保険者から配布される「医療費のお知らせ」などの医療費通知を医療費控除の明細書の代わりにする場合は、その医療費通知の原本が必要となります	医療費の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書（記載例）を参考に受診者別、病院、薬局ごとに領収書をまとめ、明細書を作成してください。 ※医療費明細書の作成に使用した 各種領収書は5年間の保管義務があります。 後日、提出・提示が求められる場合がありますので大切に保管してください。
	<input type="checkbox"/>	【会場で明細書作成を依頼される方】 ・病院、薬局の領収書 ・介護保険施設などが発行する医療費控除対象分の「利用料領収証」 ※通院・入院に対して生命保険からの補填があった場合、または、高額療養費の支給があった場合は、その金額がわかるもの	
<p>※ご自身による事前作成にご協力願います。</p> <p>※事前に各明細書を作成された場合は、受付への領収書の提出・提示は不要です。</p> <p>※セルフメディケーション税制を申告される場合の必要書類については、別途お尋ねください。</p>			
寄附金控除	<input type="checkbox"/>	寄附金の領収書	ふるさと納税のワンストップ特例制度を申請された方が確定申告をする際、寄附金控除の申告をされなかった場合は、ふるさと納税が無効となりますのでご注意ください。
	<input type="checkbox"/>	寄附金の明細書（集計表） ※3カ所以上の団体に寄附をした場合	
還付	<input type="checkbox"/>	申告者名義の預貯金口座がわかるもの	